

その他の体制

■審査体制

貸出金資産の健全性を維持するため、個別案件の審査・与信管理について、与信管理部門、審査管理部門及び資産査定部門を営業推進部門から明確に分離し、けん制が働くよう、それぞれ独立した機能をもたせることにより、厳格性や健全性の確保できる融資審査業務の運営に努めています。

特に、金庫の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性のある大口与信先については、その信用状況や財務状況について個別かつ継続的にモニタリングを行っているほか、大口与信先の管理状況については、モニタリング結果に基づき、経営陣による定期的な検証を行うなどして、適切な与信管理に努めています。

また、その大口与信先の抽出・把握については、関連企業を含めたグループ単位の相対的な管理を行い、与信ポートフォリオの適切な管理に努めているほか、ポートフォリオの状況を含む信用集中の状況を、定期的に経営陣へ報告し、検討協議を行うなどして、適正な管理に努めています。

■内部監査体制

各営業店において毎月自店検査を実施しているほか、業務部門から独立した監査部が、営業店・本部各部及び子法人等に対して、現金・有価証券などの現物や諸勘定の合否に加え、店舗運営管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、各種リスク管理態勢、金融円滑化管理態勢など業務全般にわたって検証を行い、不正・不祥事の防止態勢の構築状況等について、毎年総合監査を行っています。

また、内部監査において問題が見られた場合には、発生原因を分析し、改善に努めています。

■ALM管理体制

金融環境の変化により発生する市場リスクや流動性リスク等を把握し、資金の調達・運用の最適化と安定した期間収益の確保を図るため、当金庫ではALM委員会を設置しております。ALM委員会では、リスク管理や資金運用方針等の課題について協議するため会議を月1回以上開催し、当金庫の資産と負債の総合的な管理を行うとともに、体制整備の強化に努めています。

■事務管理体制

事務リスク管理体制として、常に事務リスク発生の危険度を把握し、厳正な事務管理に努めることを基本方針として、各種事務取扱規程および要領等の整備に努め、各営業店の事務管理担当役席者、事務リーダーを通じて事務指導、教育研修を計画的に実施し、事務管理の強化を行っております。さらに、事務の機械化や営業店の後方事務の集中化を進め、業務の効率化にも努めています。また、緊急時の体制、バックアップ体制、個人情報の漏洩防止・不正利用および振り込め詐欺の防止にも万全を期しております。

■ペイオフ名寄せデータ整備

ペイオフとは、金融機関が万一破綻したときに預金者を保護するため、預金保険機構が、預金者に一定額の保険金を支払う仕組みのことです。このため預金保険制度に基づき、平時から同一の預金者が当金庫に複数の預金口座を有する場合には、これらをまとめたうえで預金者ごとの付保預金額を算定する名寄せ等に必要な預金者データを整備する作業が必要となります（以下「名寄せ」といいます）。当金庫では、オンラインの名寄せシステムに対応に基づき常時、名寄せの整備作業を行っており、精度の向上に努めています。

■犯罪収益移転防止法に係る体制

マネー・ローンダリングとは、犯罪を通じて資金を得た者が、資金の出所や真の所有者を分からなくするために、金融機関の口座へ入金したり、資金を口座から口座へ移動することをいいます。これらに対応するために、平成4年に「疑わしい取引の届出制度」が創設、犯罪収益に関する情報の届出が義務づけられ、平成12年には疑わしい取引の届出の範囲の拡大が行われました。

平成15年「本人確認法」が施行され、平成16年12月には預金口座等の不正利用防止を定めた改正を行った後、平成19年1月には「本人確認法施行令」の改正により、10万円を超える現金送金等の際に本人確認が義務づけられました。平成20年3月に「本人確認法」が廃止され「犯罪収益移転防止法」（以下「犯収法」といいます）が施行されました。

以後、犯収法は平成25年4月に『取引時確認』を実施するよう改正され、平成28年10月の改正では、顔写真付でない本人確認書類には追加的な確認措置が義務化されるとともに、法人のお客さまの実質的支配者の確認が厳格化されました。一方で、平成29年4月の改正では専修学校の入学金等支払時における取引時確認義務が一部緩和されました。

当金庫では、犯収法の趣旨であるマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止を図るために、必要な場面での『取引時確認』に加えて、取引内容や取引目的について書面等により追加的な確認を行わせていただいております。

更に、なりすまし等が疑われる場合や外国PEPs（外国の重要な公人等）との取引には、高リスク取引としてより一層厳格な対応を行なっております。